

平成29年度 事業報告書

本法人は、平成25年度から公益財団法人として新たなスタートを切り、年金受給者の福祉の増進と経済的救済に寄与することを目的として各事業を実施してきた。本年度に実施した各事業の実施状況及び管理的事項は、次のとおりである。

I 事業実施状況

1 信用保証事業

(1) 信用保証事業の実施

(独)福祉医療機構が行う公的年金受給者の受給権を担保とする融資に係る債務の保証事業については、次のとおり実施した。

① 新規利用件数・保証引受額

平成29年度の信用保証制度の年間利用状況は、新規利用件数は、77,800件、同保証引受額は、394億円であった。

また、平成29年度末の保証引受残高は、201,739件、585億67万円（前年度227,142件、713億5,466万円）であった。

表1：新規保証利用件数と保証引受額の年度推移

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
新規利用件数	162,192件	138,091件	103,595件	92,610件	77,800件
保証引受額	1,184億円	944億円	573億円	506億円	394億円
対前年度比（額）	93.6%	79.7%	60.7%	88.3%	77.9%

② 保証料及び保証料収入

保証料は月当たり保証金額1万円について、16円90銭とした。

平成29年度の保証料収入は、11億7,424万円（前年度14億3,709万円）であった。

表2：保証料の推移

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
保証料	18.40円	16.90円	15.20円	15.20円	16.90円
年率換算	2.21%	2.03%	1.82%	1.82%	2.03%

（注）保証料は、対万円/月。

③ 保証履行及び求償債権の管理状況

平成29年度の保証履行は、4,679件、13億4,113万円を行った。（保証履行状況の推移は、表3参照。）

平成 29 年度末の求償債権の残高は、302 件、149,836 千円（前年度末 343 件、177,990 千円）であった。

平成 29 年度の求償債権の増減の状況は表 4、債権償却の状況は表 5 のとおりである。

表 3：保証履行状況の推移

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件 数 (前年度比)	7,176 件 (98.5%)	7,153 件 (99.7%)	6,634 件 (92.8%)	5,670 件 (85.5%)	4,679 件 (82.5%)
金 額 (前年度比)	2,926 百万円 (89.3%)	2,791 百万円 (95.4%)	2,312 百万円 (82.8%)	1,671 百万円 (72.3%)	1,341 百万円 (80.3%)
単 価 (前年度比)	408 千円 (90.7%)	390 千円 (95.6%)	348 千円 (89.2%)	295 千円 (84.8%)	287 千円 (97.3%)

表 4：平成 29 年度求償債権の増減状況

	平成 28 年度 末残高	増加分	減額分		平成 29 年度 末残高
			回収分	債権償却分	
件 数	343 件	35 件	17 件	59 件	302 件
金 額	177,990 千円	10,420 千円	6,511 千円	32,063 千円	149,836 千円

※回収分の内訳：全額一括返済分 8 件、2,604 千円。分割返済分 9 件、3,907 千円。
計 6,511 千円（前年度 7,605 千円。）

表 5：債権償却の状況（債権管理規程第 22 条第 3 項による報告）

	件 数	金 額 (円)	備 考
死 亡	5	3,447,161	
破 産	8	4,742,831	民法上の破産適用
生活困窮	10	3,151,716	生活保護受給者
行方不明	13	3,545,558	1 年以上の所在不明
時 効	23	17,175,782	民法上の時効（10 年）
合 計	59	32,063,048	

（2）金融機関に対する訪問連絡活動の実施

年金担保融資の取扱い金融機関 12 行を訪問し、利用者に対する信用保証事業内容の周知を依頼するとともに、保証関係事務処理に関する連絡調整、さらには、信用保証制度等に関する意見、要望等の聴取などを行い、信用保証事務の一部簡素化を図った。

なお、団体信用生命保険のあり方を検討し、「配偶者、子、父母、兄弟姉妹のいずれもがいない方」及び「自署ができない方」を団体信用生命保険の適用外とする扱いを平成30年4月1日から実施することとした。

2 債務引受事業及び団体信用生命保険加入事業

(1) 年金住宅融資に係る債務引受事業

平成29年度は会員からの新規の債務引受の申し込みはなかった。

賛助会員については、年金住宅融資債権の完済により、団体信用生命保険の被保険者が「0」になった会社が4社あったことから、平成30年3月末で4会員減少となり、27会員（前年度31会員）となった。

(2) 年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業

同事業については、平成29年度においては、特約料を据え置き、表6のとおり実施した。

同事業の団体信用生命保険加入件数は、平成30年3月末で575件（前年度680件）と前年度より105件の減少となった。事業の実施状況の推移は、表7のとおりである。

表6：特約料

		団 体 別		
		一般事業主	労栄協会	兵庫生協
特約料 (対万円/月)	29年度	6.49円	8.42円	10.31円

表7：利用状況の推移

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
加入件数	1,158	927	779	680	575
支払件数	13	10	7	8	6
支払保険金	35,830千円	24,995千円	19,666千円	30,908千円	11,007千円

II 管理的事項

1 評議員会

(1) 第 11 回評議員会 (定時評議員会)

平成 29 年 6 月 15 日 (木) 13 : 30 ~

開催場所 : 虎ノ門法経ホール 小ホール

第 1 号議案 任期満了に伴う理事及び監事の選任について

第 2 号議案 任期満了に伴う評議員の選任について

報告事項 1 平成 28 年度事業報告について (事業報告書)

報告事項 2 平成 28 年度決算について (決算書)

報告事項 3 事務局組織規程の一部改正について

報告事項 4 常勤理事の特別手当の額について

(2) 第 12 回評議員会

平成 30 年 3 月 13 日 (火) 13 : 30 ~

開催場所 : 虎ノ門法経ホール 小ホール

議 案 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の一部改正について

報告事項 1 平成 30 年度事業計画について (事業計画書)

報告事項 2 平成 30 年度予算について (収支予算書)

報告事項 3 平成 30 年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について

報告事項 4 「職員給与規程」の一部改正について

報告事項 5 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

その他

- ・ (独) 福祉医療機構の次期中期目標・計画 (平成 30 ~ 34 年度) について
- ・ 理事 2 名の辞任について
- ・ 理事長要請の意見交換会について

2 理事会

(1) 第 15 回理事会

平成 29 年 5 月 31 日 (水) 13 : 30 ~

開催場所 : 虎ノ門法経ホール 小ホール

第 1 号議案 平成 28 年度事業報告について (事業報告書)

第 2 号議案 平成 28 年度決算について (決算書)

第 3 号議案 事務局組織規程の一部改正について

第 4 号議案 常勤理事の特別手当の額について

第 5 号議案 第 11 回評議員会 (定時評議員会) の招集について

(2) 第 16 回理事会 (書面)

平成 29 年 6 月 15 日 (木)

第 1 号議案 代表理事選定の件

- 第2号議案 専務理事選定の件
- 第3号議案 常務理事選定の件

(3) 第17回理事会

平成29年10月12日(木) 11:30~

開催場所: 虎ノ門法経ホール 小ホール

第1号議案 会計監査人に対する報酬について

第2号議案 常勤理事の特別手当の額について

報告事項 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

(4) 第18回理事会

平成30年2月26日(月) 13:30~

開催場所: 虎ノ門法経ホール 小ホール

第1号議案 平成30年度事業計画について(事業計画書)

第2号議案 平成30年度予算について(収支予算書)

第3号議案 平成30年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について

第4号議案 「職員給与規程」の一部改正について

第5号議案 第12回評議員会の招集について

報告事項 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

その他 ・(独)福祉医療機構の次期中期目標・計画(平成30~34年度)について

・理事2名の辞任について

・理事長要請の意見交換会について

3 専務理事(業務執行理事)及び非常勤理事の辞任

- ・平成30年3月31日付で加々見隆専務理事及び朽木一夫理事が辞任された。何れも当面の間、欠員のままとした。

4 年金担保貸付事業の廃止時期が明示されたことへの対応

- ・年金担保貸付事業の融資を実施している(独)福祉医療機構が次期中期目標・計画(平成30~34年度)で、同事業について「平成33年度末を目途に新規貸付を終了する。」と記載され、年金担保貸付の終了時期が明示された。

・そのことをうけ

①職員との個別ヒアリングなどの実施

②今後の財政状況についての検討開始

③当協会の存続・解散を含めた今後のあり方について忌憚のない意見交換を行うため、評議員、理事、監事の役割を外した意見交換会を早期に開催する旨、平成30年2月25日開催の第18回理事会及び平成30年3月13日開催の第12回評議員会で理事長から発言があり、協力・理解要請があった。

平成 29 年度事業報告に関しては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成していない。

平成 30 年 5 月
公益財団法人 年金融資福祉サービス協会

[参考]

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

第 34 条 法第 123 条第 2 項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二 法第 76 条第 3 項第 3 号及び第 90 条第 4 項第 5 号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。